

島根県建設キャリアアップシステム活用促進実施要領

に係るQ & A

【工事成績評定編】

Q 1 : 当初、CCUSを導入・利用することとして、工期内の計測日の予定を協議書により提出したが、「利用3項目」の評価要件を満たさなかった場合は、ペナルティがあるのか。

A 1 : 「利用3項目」は、工事成績評定での加点基準を定めたものであり、達成できなかった場合のペナルティはありませんが、評価要件を満たさない場合でも利用状況を確認したいので、結果の報告をお願いします。

Q 2 : 工事成績評定の基準となる「利用3項目」の率計算の対象となる事業者は、建設業以外も対象となるのか。

A 2 : 工事成績評定の加点対象となるかの判定に利用する対象の事業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められているものをいいます。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除くこととします。
(対象外事業者の例)・伐採作業・交通誘導・測量調査・ダンプ運搬

Q 3 : 事業者登録を行わない事業者の情報は記録に残らないと思われるが、達成率の報告の際に必要な、計測日における事業者数、技能者数は受注者からの申告のみで良いか。

A 3 : 登録を行わない事業者数等については、当日の日報等全体数が把握できる書類を添付してください。

Q 4 : 当初協議を行い決定した計測日は、天候等様々な要因で休工となる場合があるが、その場合は受注者の判断で変更して良いか。

A 4 : 当初協議日の計測日は予定であり、天候のほか、材料の入荷状況、作業機械の搬入の遅れ、作業員の新型コロナウイルス感染等、さまざまな要因で、休工等となる場合がありますので、変更は可能とします。ただし、実施率が低い日をさけるなど恣意的にならないよう、計測日を変更した場合は速やかに発注者に報告することが望ましい。

Q 5 : 初回計測日に続く 2 回目の計測日以降は、3 箇月に 1 回を標準とし、工期が短い場合などは、計測日が 3 回以上となるよう変更できるとされているが、測定日の間隔は 1 週間程度でも良いか。

A 5 : 工期が数箇月程度の場合、計測日の間隔を 3 箇月取ることは出来ないもので、計測日は変更できることとしているが、1 週間程度であれば、計測対象となる事業者、技能者が全く同じである等が考えられることや、長期間あるいは次期工事等での利用を促進する目的があることから、計測日の間隔は概ね 1 箇月程度以上を想定している。

Q 6 : 契約済工事で、既に現場着手を行っている工事で、CCUS の導入・利用を行いたい、この場合は工事成績評価加点の対象とならないのか。

A 6 : 工事成績評価への加点措置については、このたび新たに定めたものであるため、令和 5 年度については経過措置として、計測日の指定が 3 回以上行える工事は、工事成績評価の加点対象とすることができる。ただし、計測日の間隔は 1 箇月以上開けること。

Q 7 : 下請事業者について、下請契約、現場作業開始後に、登録となった場合も計測の対象とするのか。

A 7 : 下請事業者の現場作業が 2 週間以上あれば、登録までの作業日数、登録後の作業日数に関わらず、計測対象に含めてください。

Q 8 : 現場代理人や主任技術者は対象外か。

A 8 : 現場で技能者として従事する者であれば、主任技術者も対象となりますが、契約事務や発注者との連絡等、現場での従事を行わない現場代理人等は対象外となります。

Q 9 : カードリーダーのタッチによらない就業履歴の蓄積方法も認められるか。

A 9 : 携帯番号や顔認証などにより、カードリーダーがなくても、就業履歴の蓄積が可能ですので、そのような方法も認めています。

